

指定統計の民間開放・市場化テストについて

平成 17 年 12 月 12 日

統計局、政策統括官（統計基準担当）

指定統計の民間開放に関する提言等

指定統計の民間開放の推進に当たっては、次の課題をクリアする必要があることを踏まえ、以下の提言・決定がなされたところ。

- < 課題 > (1) 統計調査に対する国民の理解・協力の確保
(2) 統計調査の結果精度の維持
(3) 統計情報の厳格な管理（報告者の秘密保護、公表前データの機密保持）

1. 「規制改革・民間開放推進会議」第 1 次答申（16 年 12 月）

- ・ 指定統計の民間開放を推進
- ・ 指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の民間開放に際しての問題点、対応策を実証的に検討するため試験調査等を実施
指定統計は、市場化テストのモデル事業の対象とされず

2. 規制改革・民間開放推進 3 か年計画（17 年 3 月閣議決定）

指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の包括的民間委託に関し、具体的にどのような弊害が生じ、予防手段として何が講じえるか等についての検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施

3. 経済社会統計整備推進委員会報告（17 年 6 月） < 吉川 洋 委員長 >

- ・ 統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、遅くとも平成 18 年度に、結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる試験調査を行い、実証的に検討
- ・ 世帯対象の調査では、実施主体に対する信頼感など心理的側面が精度に影響
当面、企業対象の小規模な調査から検討

総務省の取組

1. 18 年度の試験調査等の実施

- ・ 統計局所管の 2 調査を対象（個人企業経済調査、科学技術研究調査）
- ・ 試験調査等の実施方針・結果については、専門家により検討・評価
- ・ 試験調査等の結果は、各府省における民間開放に係る検討に資するため、公表

2. 民間開放に係る法制面の整備

- ～ 「統計法制度に関する研究会」での検討 【事務局：政策統括官（統計基準担当）】
- ・ 指定統計の民間開放推進に係る法制度上の課題の整理、必要な措置の検討
 - ・ 今月中に中間的な取りまとめを行い、公表
 - ・ 内閣府「統計制度改革検討委員会」【吉川 洋 委員長】にも報告予定

今後の取組方針

試験調査等の終了後、上記課題をクリアし、統計局所管の指定統計調査について、試験調査等を活用した市場化テスト導入の道筋を明確化